

横浜市プレミアム付商品券

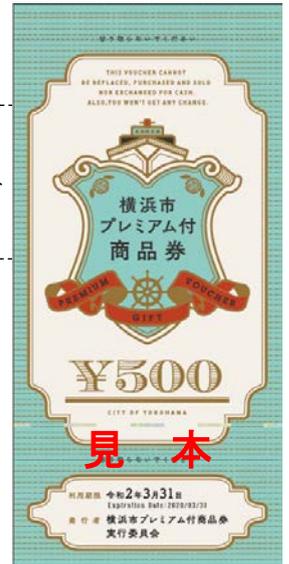
商品券を利用できる協力店舗を募集します！

横浜市では、10月1日から「横浜市プレミアム付商品券」※を発行します。そこで、商品券を利用することができる小売店、飲食店及びサービス業など、幅広く横浜市内の事業所、店舗等の募集を開始します。（※商品券の概要は裏面をご覧ください）

商品券は、利用可能店舗として登録いただいた店舗のみで利用できます。
できるだけ多くの店舗のご応募をお待ちしています！

～横浜をイメージした商品券のデザインが決まりました！～

商品券のデザインはブルーとゴールドを基調とし、船や波、バラなど親しみのある横浜の風景を取り入れたものとなりました。



（横浜市プレミアム付商品券デザイン）

◆募集概要

1 募集期間

令和元年6月25日（火）から8月24日（土）まで

※商品券を利用できる店舗を一覧にした冊子を発行します。
（9月発行予定）

冊子は、18区役所等に設置する商品券相談窓口や、市内に設置する商品券引換販売窓口等で配布します。

2 応募資格

横浜市内に事業所、店舗等を有する小売店、飲食店及びサービス業など

※詳細は、横浜市プレミアム付商品券利用可能店舗募集ページ（<https://premium-gift.jp/yokohama>）に掲載している「募集要項」でご確認ください。

3 応募方法

インターネット、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法でご応募ください。

【インターネットの場合】URL <https://premium-gift.jp/yokohama>

※6月25日10:00に開設します。

【郵送・FAX・Eメールの場合】

・郵送先：〒220-0024 横浜市西区西平沼町6-1

tvkコミュニケーションズ内 横浜市プレミアム付商品券利用可能店舗受付

・FAX送信先番号：050-3852-5247

・Eメール送信先アドレス：premium@tvk-coms.co.jp

4 応募などにあたっての電話相談窓口

利用可能店舗の条件など、店舗からの相談を受け付ける電話相談窓口を設けています。

電話相談窓口 電話番号：045-548-4515 期間 令和元年6月25日から令和2年6月（予定）まで

時間 10:00～17:00（土日祝、年末年始休業）



お問合せ先

経済局商業振興課長

押見 保志 Tel 045-671-2577

（横浜市プレミアム付商品券実行委員会事務局次長）

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。

裏面あり

【参考】横浜市プレミアム付商品券について

10月の消費税率引上げが、住民税非課税者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に発行します。

1 概要

(1) 購入対象者

- ア 令和元年度住民税非課税者（課税基準日：平成31年1月1日）
- イ 平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子が属する世帯の世帯主

<参考>

令和元年度住民税非課税者：約51万5千人

平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれた子：約10万人

(2) 使用可能額

- ・(1)アの該当者：25,000円（購入額20,000円）
- ・(1)イの該当者：25,000円（購入額20,000円）×対象となる子の数

(3) 発行単位

1冊当たり利用可能額5,000円（購入額4,000円）※最大5冊まで購入可能

(4) 発行総額

約154億円（最大） 【内訳】25,000円×（51万5千人+10万人）＝約154億円

うち、プレミアム補助額 約31億円 5,000円×（51万5千人+10万人）＝約31億円

(5) 利用可能期間

令和元年10月1日～令和2年3月末

2 販売方法

(1) 販売方法

購入対象者の方には、9月頃から購入引換券が送付されます。

購入対象者の方は、商品券引換販売窓口にて、購入引換券と本人であることを示す身分証を呈示の上、横浜市プレミアム付商品券をご購入いただきます。

(2) 引換販売窓口

横浜市18区の各区域に2か所以上設置する予定です。

(3) 商品券引換販売期間

令和元年10月1日～令和2年2月末

【参考】横浜市プレミアム付商品券実行委員会について

横浜市プレミアム付商品券実行委員会（以下、実行委員会）は、横浜市と基本協定を締結し、商品券を発行するとともに、横浜市プレミアム付商品券事業にかかる、企画立案、調査、実施等に関する事、及び広報活動等に関する事を行います。

実行委員会は、関係する団体（一般社団法人横浜市商店街総連合会・横浜商工会議所・横浜市町内会連合会・社会福祉法人横浜市福祉サービス協会・横浜市地域子育て支援拠点）と横浜市から就任する委員をもって構成しています。